

目的積立金の活用状況について

参考資料 4

剰余金の使途については、地方独立行政法人法第26条の規定により中期計画において定めることとされている。公立大学法人県立広島大学では、その中期計画で「教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる」と定めており、法人(役員会等)で決定の上、剰余金(目的積立金)の具体的な使途を定めている。

① 25年度 目的積立金【実績】

(単位:千円)

使 途	実 績
—	0

② 26年度 目的積立金【実績】

(単位:千円)

使 途	実 績
【MBA設置準備事業】	
MBAニーズ調査のためのアンケート分析業務	7,776
MBA担当特任教授人件費・旅費	11,335
その他MBA設置準備経費(教職員旅費, 講師等謝金, 消耗品費等)	8,260
【国際交流事業】	
国際交流担当特任教授人件費・旅費	5,993
合 計	33,364

(参考 目的積立金の状況)

(単位:千円)

年 度	決 算						合 計
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
積立額	783,108	37,312	82,613				903,033
取崩額	0	33,364					33,364
残 高	783,108	787,056	869,669				869,669

※中期計画期間はH24～H30 (6年間)

H27は予定額